ネイル事業者適正広告ガイドライン 簡単まとめと Q&A

このまとめは、ネイル事業者適正広告ガイドラインについて簡易的にまとめたものです。詳細は「ネイル事業者適正広告ガイドライン」をご確認ください。

◆広告表示についての理解

- 1. 表示(広告)とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が提供する 商品又は役務(以下、サービス)の内容や取引条件、その他取引に関すること について行う広告や SNS、ブログ、口頭説明を含む表示の全てのことをいう。
- 2. 事業者は、商品やサービスの内容、品質、規格、価格、取引の条件等 その他関連する全ての内容について、一般消費者に、実際より優良(良いもの) であると示す表示をしてはならない。(優良誤認表示の禁止)
- 3. 事業者は、商品やサービスの内容、品質、規格、価格、取引の条件等 その他関連する全ての内容について、一般消費者に著しく有利な条件であると 誤解させる表示をしてはならない。(有利誤認表示の禁止)
- 4. 事業者は、金銭を介した依頼があるかないかに関わらず、依頼をした 広告について一般消費者にわかるように、事業者の依頼であることがわかる文 章や広告とわかるマークを付けること(ステルスマーケティングの禁止) ▶広告マークの例:広告、プロモーション、宣伝、PR

- 5. 事業者は、健康食品や健康器具、その他商品、サービス等を販売する際、病気の治療効果や治癒、改善を表示(広告)してはならない。
- 6. 事業者は、表示(広告)とは消費者が歪みのない確かな情報に基づき 商品やサービスを選ぶためのものであることを理解し、消費者がわかりやすい 表示に努めなければならない。
- 7. 事業者は、消費者がもつ情報量は少なく、事業者と消費者で情報の質や量、交渉力に大きな格差があることを認識し、消費者が商品やサービス等を選ぶために必要な情報を提供し表示(広告)を行わなければならない。
- 8. 事業者は、事業者の不適切な行為や不当な勧誘、不当な表示(広告)や、勧誘等で契約をし、消費者の財産を不当に侵害してはならない。
- 9. 連鎖販売取引(いわゆるマルチ販売、ネットワークビジネス等)を行う際は、特定商取引法に基づき、統括者、勧誘者、又は一般連鎖販売業者の氏名(名称)、勧誘をする目的であること等を明示しなければならない。
- 10. 事業者は「事業者が講ずべき、景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」を参考に景品表示法の理解に努めること。

◆医薬品医療機器等法等に関するきまりや職能範囲についての理解

- 11. 平成17年7月26日(医政局発第0726005号)各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知に基づき、医師法17条等の規制の対象とする必要のない行為は「爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること」であることを理解し厳守すること。
- 12. No. 1 1 に記した以外の爪に関するケアや処置等は、医師や消費者本人と十分に協議し、消費者の健康を妨げることがないよう事業者の追う責任範囲も確認した上で考慮すること。
- 13. No. 1 1 は医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法の解釈に関するものであり、事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事上・ 民事上の責任は別途判断されるものであることを理解すること。
- 14. 化粧品、医薬部外品、医薬品の効果や効能を理解し、化粧品の効果効能を 逸脱した説明や表示(広告)等を行わないこと。
- 15. 化粧品販売の際の表示(広告)については、日本化粧品工業会発行「化粧品等の適正広告ガイドライン」や本ガイドラインを熟読し、化粧品販売において表示(広告)等が禁じられている表現を行わないこと。
- 16. 爪や皮膚の状態を診察、診断、治療できるかのような表示(広告)や、消費者が病院やクリニックと誤認するような表示(広告)の類は行わないこと。
- 17. 医薬関係者の下、学んだ情報であっても、医師でない場合は医療行為が行えないことを理解し、消費者に医薬関係者と誤認させるような表示(広告)は行わないこと。
- 18. 医療機器をサロンで使用し施術を行わないこと。

19. 医療機器の指定がない機械であっても、美容業の行う施術メニューは角層までの効果のものであることを理解し、角層以外(顆粒層、有棘層、基底層、真皮層、筋肉など)への医療行為と思われる効果をもつ美容機器で施術を行わないこと。

◆事業者が負う責務についての理解

- 20. 消費者基本法第五条(事業者の責務等)に定められた下記「事業者が負う 責務」を確認し、表示(広告)等を行うこと。
 - ・ 消費者の安全と取引の公正を確保すること
 - ・ 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること
 - ・ 消費者の知識、経験、財産の状況への配慮
 - ・ 適切な苦情処理
 - ・ 行政の消費者政策への協力
 - ・ 自主行動基準の作成
 - ・ 環境の保全に配慮すること
 - ・ 商品や役務(サービス)について品質等を向上させること
 - ・ 事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること
- 21. 消費者契約法第三条に定められた下記内容を確認し情報提供や説明に努めること。
 - ・契約条項を定めるにあたって、その解釈について疑義が生じない 明確で平易なものになるよう配慮すること
 - ・勧誘に際し、契約内容について必要な情報を提供すること

ネイル事業者適正広告ガイドラインに関する Q& A

Q1. この広告ガイドラインは、法律ですか?

A. このガイドラインは、法律や基準、各業界のガイドラインをネイル事業者へ向けてまとめたものです。ガイドラインに逸脱することは法律違反となる可能性もありますのでご注意ください。

Q2. この広告ガイドラインは、誰が決めているのですか?

A.このガイドラインは、法律や基準、各業界のガイドラインを全国ネイル事業推進 連盟 適正広告ガイドライン評議会と各業界の有識者の皆様にご協力いただき まとめたものです。

Q3.どうして広告ガイドラインが必要なのですか?

- A. 下記三点を目標とし制定されました。
 - ① 消費者の安全と安心への取り組みを業界全体で守り、消費者へ正しい情報を提供すること。
 - ② 消費者の信頼の下、業界が発展していくため。
 - ③ 嘘や大げさな広告で消費者を騙したり誤認させたりする事業者がいると、 同業者の誠実な営業活動を破壊し業界全体の信頼性を失うきっかけとな ることが多いため、業界全体の公正な取引や市場を保護する目的。

Q4. 広告ガイドライン文中にある「事業者」とは具体的に誰ですか? 誰を対象 としたものですか?

A. 業として行っている全ての皆さまが対象です。

Q5.「広告」とは何を指しますか?

A. 事業者が提示するチラシやパンフレットだけでなく、ブログや各種 SNS、店舗内の表示や口頭での説明など全てを「表示(広告)」とみなされます。

Q6. 扶養範囲内で働いています。事業主にはあたりませんか?

アルバイトやパート等で雇用されている方を除き、お客様から金銭を受け取り継続して業をしている方は「事業主」にあたります。

Q7. 開業届けを出していません。事業主になりますか?

A. 開業届けを出さなくとも確定申告で納税はできますが、原則として、開業から一か月以内に開業届けを提出しましょう。開業届けを提出していなくても、金銭を受け取り業を成している方は確定申告が必要であり事業主とみなされます。

O8. 個人のブログや SNS も広告に入りますか?

A. 事業者が顧客を誘引するために表示するものは全て広告と考えられます。 現在、よく利用されている X (Twitter)、Instagram、YouTube、ブロ グ、LINE、Facebook メッセンジャー他、これから新しく出るプラットフ ォーム等も含まれます。

Q9. 化粧品かどうかを確認するのがめんどくさいです。雑貨でも肌荒れしなければ塗布してもいいですか?

A. 化粧品でトラブルが起こった場合、返品や自主回収、原因の解明等がメーカーにより行われます。雑貨は、人体に塗布することが想定されていないため自己責任でご利用ください。

Q10. 化粧品成分か?を知る為には、何を見たら良いですか? リストなどはありますか?

A. 日本化粧品工業会のホームページで「化粧品の成分表示名称リスト」から誰でも検索することができます。

O11. 海外で購入した化粧品は日本の法律は関係ないですか?

A. 海外で購入した化粧品や個人輸入した化粧品 (日本語ラベルのないもの) を 国内で販売等することは禁じられています (フリマなど含む) ので、個人で ご利用ください。販売したい際は、必要な届け出などを行ってください。

Q12. ネイルサロンを経営していますが、広告は出さず紹介だけで顧客を獲得しています。ガイドラインを意識する必要はありますか?

A. 口頭やメッセージ、店内ポスターや POP 等も含めて、顧客を誘引する目的 で事業者が表示するものは「広告」とみなされますので、業として行っている方全ての方が対象となるガイドラインです。

Q13. 過去に発信した SNS に優良誤認表示や有利誤認表示があります。すべて削除(修正)すべきでしょうか?

A. 発行日(配信日)が過去のものでも、現在、表示(広告)されているものは 現在の表示(広告)です。気づいたものは早めに削除(修正)をしましょう。

Q14. 他のサロン広告で優良誤認表示や景品表示法違反なのでは?と思うものがあります。どこへ知らせれば良いのでしょうか?

A. 消費者庁のホームページにある「景品表示法違反被疑情報提供フォーム」 又は「ステルスマーケティングに関する景品表示法違反被疑情報提供ホーム」等をご利用ください。

Q15. ガイドラインにある "表示等を管理するための担当者"を定めるにあたり、取得すべき資格等はありますか?

A. 資格等は必要ありませんが、担当者として継続して勉強しておくと理解が しやすいです。

Q16.広告等に関する情報をどうやって学べば良いですか?

A. 景品表示法については、消費者庁の HP でパンフレットや Q&A が公開されています。又、業界団体や国民生活センターや消費生活センター、各都道県、各業界団体等でも随時セミナーなどが開催されています。

Q17. 日本化粧品工業会に化粧品成分名称がない成分とはどんな成分がありますか?

A. ウレタンアクリレートやベンゾトリアゾール等があります(令和6年9月 現在)

Q18.化粧品以外を爪に直接塗らないようにとのことですが、使用を中止すべきですか?

A. 肌や爪等、美容に関するメニューで人体に直接塗布や散布をするものは化 粧品を利用しましょう。

Q19.仕入れの際に「コロナウイルスを撃退できる」「緑膿菌を防ぐ」と言われたので購入しました。店舗で販売できませんか?

A. 殺菌や消毒効果が認められるものは医薬品や医薬部外品として販売されていますので、ネイルサロン等で無許可に販売することはできません。また、 化粧品を使用することで「菌を防ぐ」等抗菌作用を標ぼうすることは医薬品 医療機器等法等に抵触する恐れがあります。

詳しくは「化粧品の効果効能の範囲について」をご確認ください。

Q20. ネイリスト技能検定を持っていません。日本で取得できるネイリスト 技能検定を教えてください。

A. 下記をご参考ください。

【JNEC 主催 日本ネイリスト検定】

- 1級 トップネイリストとして必要とされる技術
- 2級 サロンワークで適用するネイルケアやリペア、アート技術
- 3級 ネイルケア、アートに関する基本技術

【I-Nail A 主催 ネイルスペシャリスト技能検定試験】

- ・A級 実技試験80点以上(カラーリングマット赤)
- ・SA級 実技試験80点以上(カラーリングパールホワイト)
- · PA / AA / AAA 級

(ネイルケア、ネイルチップ、スカルプチュア、カラーリング総合)

PA 級 総合実技 6 0 点以上/ AA 級 総合実技 7 0 点以上/ AAA 級 総合実技 8 0 点以 1

Q21. ウオノメの施術は広告に記載してもいいですか?

A.ウオノメ(病名:鶏眼)は皮膚疾患のひとつですので、医師資格を持たない ネイリストが治療することはできません。また、ウオノメ(病名:鶏眼)であ るかどうかについて診察や診断を行うことはできませんので医療機関に相談 するなど対応しましょう。

Q22. 医師や有名な講師からセミナーで教えてもらった施術ならやっても大丈夫ですか?

A. 医療行為と類するものやその他、美容針、まつ毛や眉毛に関するもの等、国家資格等の取得が必要と法律で定められているものはセミナーを受講しただけで施術することはできません。勧誘の広告等で判断せず、必ず都道府県のホームページや保健所等で確認してください。

尚、知識向上のため学ぶことはとくに問題はありません。

Q23. 問屋さんが販売してるものなら全て使って大丈夫ですよね?

A. 仕入れや販売の責任は事業主にもあります。ラベルの表示や原料等について確認し消費者へ提供してください。仕入れ商品の表示等に関する注意事項については、消費者庁「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」を参考にしてください。

Q24. 資格が無くても使っていい美容機械だと言われたので購入しました。 私たちが使ってはいけない機械等も販売されているのですか?

A. 美容業で行う役務(サービス)は角層までの効果のものです。角層以外(顆粒層、有棘層、基底層、真皮層、筋肉など)に効果のあるものを使用し治療等を行った場合は、医師法違反になる可能性があり、事故や危害が発生した場合は、事業者の責任となる場合があります。また、被害が大きい場合は傷害罪等刑事罰や大きなトラブルになる可能性もありますので、必ず効果の範囲を確認し使用しましょう。

Q25. エビデンスとは何を根拠とすればいいですか?

A. 一般的に、エビデンス(科学的根拠)とは論文があることや大学で研究がされたことではなく、関連する学術界や学術誌、又は産業界等において世界的に学術発表等がされ検証され一般的に認められたものを指します。

Q26.よくニュースになっている「最上級表現」とはなんですか?

A. 「日本初」「最強の」「最大の」「業界初」「史上初」「売り上げ No.1」「人気 No.1」「リピート率 No.1」「第一位」など、最上級を表す表現を最上級表現と呼びます。最上級表現を広告に使用するにはその根拠となるものが必要です。Yahoo!広告等の広告サイトでは、過去一年以内の根拠を表示できないものは最上級表現を使用できないなど独自のルールもあります。最上級表現を使用する際は、広告サイトの規約を確認し必ず根拠のある消費者がわかりやすい広告を心がけましょう。